

平成28年度第2回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会

議 事 次 第

日時：平成29年1月31日（火）午後2時～

場所：兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 後期高齢者医療制度に関する国への要望と最近の国の動向について

- ① 国への要望について
- ② 高額療養費制度の見直しについて
- ③ 保険料軽減特例の見直しについて
- ④ 低所得者に係る保険料軽減判定所得の見直しについて

(2) その他

- ① 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて

3 閉 会

平成28年度第2回
兵庫県後期高齢者医療制度懇話会
資 料

平成29年1月31日

兵庫県後期高齢者医療広域連合

目 次

(1) 後期高齢者医療制度に関する国への要望と最近の国の動向について

- ① 国への要望について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 高額療養費制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・ 4
- ③ 保険料軽減特例の見直しについて・・・・・・・・・・・・ 7
- ④ 低所得者に係る保険料軽減判定所得の見直しについて・・・・・・・・ 11

(2) その他

- ① 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて・・・・・・・・・・・・ 13

(1) 後期高齢者医療制度に関する国への要望と最近の国の動向について

① 国への要望について



後期高齢者医療制度に関する要望書

我が国の社会保障制度は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革工程表により、改革が進められているところであるが、後期高齢者医療制度については、今後も増え続ける高齢者に対し、安定した医療制度として継続するため、更なる検討と改善が必要である。このため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

記

《保険料率改定に関すること》

- 低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。
やむを得ず見直す場合は、平成 27 年 1 月に決定した「医療保険制度改革骨子」で示された、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、その時期、内容について再度検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずること。
- 次期保険料率改定において、一人当たり医療給付費の伸びや後期高齢者負担率の上昇等により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みを維持・継続し、また、恒久化の検討を行うこと。
- 高額医薬品の薬価収載については、各広域連合の財政計画に多大な影響を与えるため、可能な限り早期に詳細な情報提示を行うこと。
また、適正投与の指針策定や緊急的な薬価の引き下げ、あるいは、医療費が著しく増加した広域連合への財政支援を検討すること。
- 広域連合及び市町村が臨時的に行う制度周知に必要な経費について、新たな助成制度を創設すること。
また、制度改正に伴うものについては、国の責任において全国一律で広報を行うこと。
- 高額療養費制度及び窓口負担の見直しについては、低所得者に十分配慮するなど慎重に検討を行い、高齢者の受診行動に影響を与える制度改正は行わないこと。

《社会保障・税番号制度等に関する事》

- 社会保障・税番号制度の導入に伴い、広域連合が負担することとなる医療保険者向け中間サーバー負担金等については、その全額を国が予算措置すること。

また、情報連携が開始されるにあたり、広域連合及び市区町村の実際の業務に必要とされる全ての情報の連携を実現するとともに、連携された情報が迅速に処理できるよう、医療保険者向け中間サーバー及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムを改めて整備すること。

《療養費の適正化に関する事》

- あん摩・マッサージ、鍼灸及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正請求防止等を図るため、次の事項について改善を図ること。
 - ① 施術に係る関係帳簿の整備保存を義務化するなど、不正請求防止のための制度改正等の措置を講ずること。
 - ② あん摩・マッサージ及び鍼灸について、国及び都道府県に指導監査権限を付与し、疑義が生じた場合には、国及び都道府県は速やかに指導監査を行うこと。
 - ③ 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないように、明確な支給基準を国で示すこと。
 - ④ あん摩・マッサージ及び鍼灸の医療費適正化について、柔道整復と同様に国の財政支援措置を講ずること。

以上

平成28年11月17日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊彦



② 高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
- (※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し内容

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

○現行(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
年収約1160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上		252,600円 + 1% <140,100円>
年収770万～1160万円 標報53～79万円 課税所得380万円以上		167,400円 + 1% <93,000円>
年収370万～770万円 標報28～50万円 課税所得145万円以上		80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円)	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者 ※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む
 < >内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目の限度額(多数回該当)

<参考> 高額療養費制度の見直しの考え方

趣旨

- 制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から見直し

現役並み所得者

- 負担能力や「90%以上の方が年に一度も外来特例に該当しない」という利用状況を考慮。激変緩和のため二段階施行とし、急激に負担が増える方に配慮した上で、現役世代と同様の限度額とする

一般区分

【外来特例について】

- 激変緩和も考慮し、上限額を、まずは14,000円に、次に18,000円に段階的に引き上げる
- 年間通して外来特例に該当するような長期療養されている方の負担が増えないよう、年間の上限額(14.4万円=12,000円×12ヶ月相当)を創設する
- なお、外来特例は、一般区分の約78%の方は年に一度も該当せず、年に1回該当する方も約11%と少ない割合となっている
- また、負担額は治療内容によるため、引き上げ額がそのまま負担額とはならない点に留意

【限度額(世帯)】

- 4回目の該当から負担額を抑える「多数回該当」を設定した上で、限度額(世帯)を57,600円に引き上げる。「多数回該当」により、従来から長期入院し、該当されている方は負担額に変化はなく、新規に入院して該当する方の場合も、負担が増えるのは最大3か月分に止まる点に留意
- 医療と介護を合わせて利用し、高額の自己負担をされている方の年間の負担が増えないよう、高額介護合算療養費制度の一般区分の年間上限額は据え置きとする

住民税非課税(低所得者)

- 低所得者に配慮し、負担の限度額は据え置きとする

③ 保険料軽減特例の見直しについて

保険料軽減特例の見直し

◎ 所得割額の軽減特例

保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入のみの場合211万円）以下の被保険者に対する所得割額の軽減措置を段階的に見直す。

現 行	平成 29 年度	平成 30 年度
5割軽減	2割軽減	廃止

※平成 29 年 1 月賦課時点での所得割軽減適用人数 67,631 人

◎ 元被扶養者の均等割額の軽減特例

後期高齢者医療制度の資格取得日前日に被用者保険の被扶養者であった被保険者（元被扶養者）に対する被保険者均等割額を段階的に見直す。

現 行	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減

ただし、低所得者の均等割額軽減と元被扶養者の均等割額軽減の両方に当てはまる被保険者はその軽減率が高い方（保険料が安い方）を適用する。

◎ 元被扶養者軽減適用者の均等割額軽減割合の変化

平成 29 年 1 月賦課時点での被扶養者軽減適用人数 合計 62,661 人

内訳 ①19,612 人 (31.3%)、②13,291 人 (21.2%)、③2,524 人 (4%)

④+⑤27,234 人 (43.5%)

この方々の今後の軽減割合は、次のように変わります。

現行区分		現 行	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低所得者軽減あり	特例	① 9割軽減 (4,829円)	9割軽減 (4,829円)	9割軽減	~
		② 8.5割軽減 (4,829円)	9割軽減 (7,244円)	8.5割軽減	~
		③ 5割軽減	9割軽減	7割軽減	5割軽減
		④ 2割軽減 (4,829円)	(4,829円)	(14,489円)	2割軽減
低所得者軽減なし		⑤元被扶養者軽減特例 (4,829円)	9割軽減 (14,489円)	7割軽減 (14,489円)	5割軽減 軽減なし

※（ ）内は、年 48,297 円に対する軽減後の年保険料額

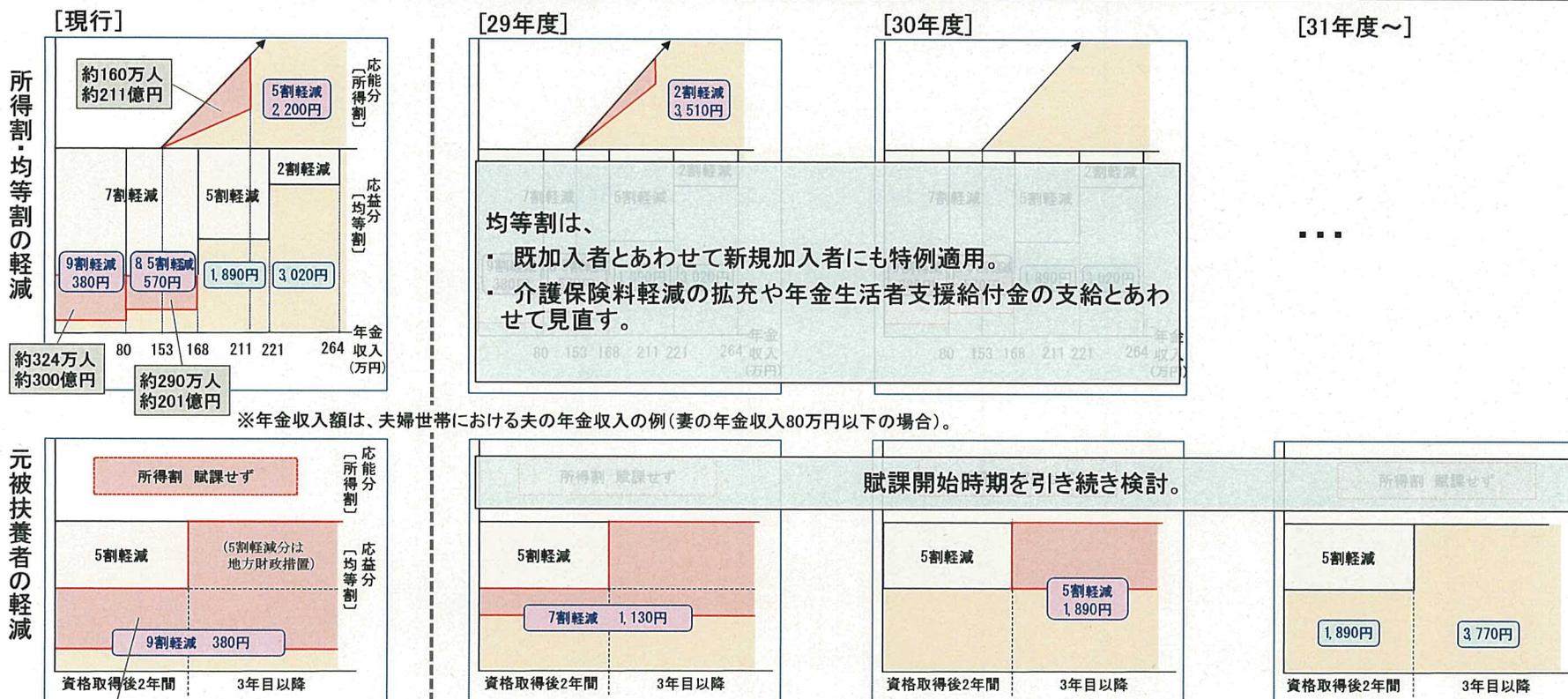
後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについて

制度概要

- 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている(青色部分)。
- 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算による特例措置を実施している(赤色部分)。
- 軽減特例の対象者は916万人、当該軽減に要する費用は、国費が945億円、地財措置が159億円。(平成28年度予算)

見直し内容

- 所得割は、平成29年度に2割軽減、平成30年度に本則(軽減なし)とする。
- 均等割は、低所得者に配慮して今般は据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直す。
- 元被扶養者の所得割は、当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討。
- 元被扶養者の均等割は、平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度に本則(軽減なし)とする。



※年金収入額は、夫婦世帯における夫の年金収入の例(妻の年金収入80万円以下の場合)。

※ 保険料額は、平成28・29年度全国平均保険料率により算出。 ※ 応能分(所得割)は、個人で判定、個人で賦課。応益分(均等割)は、世帯で判定、個人で賦課。
 ※ 金額及び対象者数は平成28年度予算ベース。

<参考> 後期高齢者の保険料軽減特例の見直しの考え方

趣旨

- 後期高齢者の保険料は、現役世代の保険料に比べ上昇幅が抑えられている。今後高齢者の増加に伴い多額の予算措置が必要になることが見込まれる中、制度の持続性を高める観点から見直し

均等割(低所得者)

- 保険料の均等割部分を9割・8.5割軽減する特例は、低所得者に配慮して当面継続し、将来、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給といった負担減施策と合わせて見直しを実施する予定
- 低所得者に配慮し、新規加入者にも軽減特例を適用する

所得割

- 保険料の所得割部分を5割軽減する特例は、負担能力に応じた負担の観点から、激変緩和も考慮し、段階的に、29年度は2割軽減とし、30年度から本則に戻す

均等割(元被扶養者)

- 元被扶養者の保険料の均等割を9割軽減する特例は、一定の負担能力のある方も含めて一律に負担を軽減する制度となっており、また、低所得の場合は、軽減特例がなくなったとしても、別に低所得者に対する軽減措置もある
- このため、世代内の公平の観点から、急激に負担が増える方に配慮し、段階的に、29年度は7割軽減、30年度は5割軽減とし、31年度から本則に戻す
- なお、軽減特例がなくなっても、元被扶養者約170万人のうち、86万人の方は引き続き低所得者として軽減特例の対象となる点に留意(86万人のうち、50万人の方は9割軽減、36万人の方は8.5割軽減(月あたり190円増)となる)

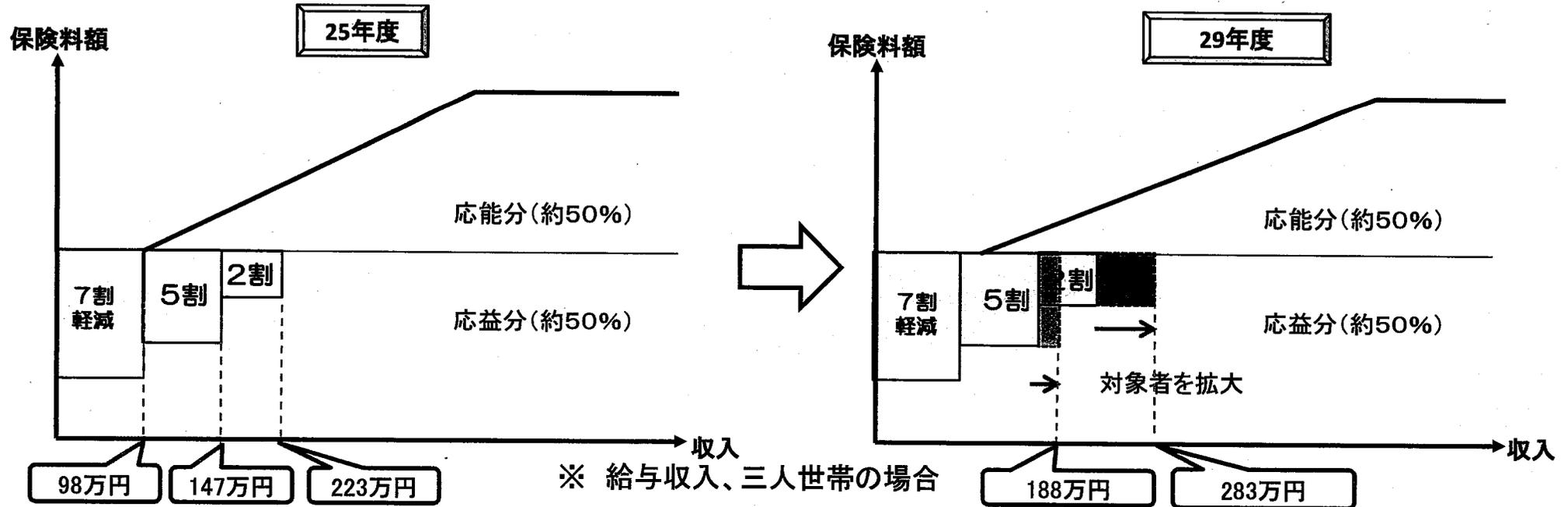
④ 低所得者に係る保険料軽減判定所得の見直しについて

国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大。

【平成29年度所要額(公費) 612億円】

<国民健康保険制度の場合>



《具体的な内容》

- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 - (25年度) 基準額 33万円+35万円 × 被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)
 - (26年度) 基準額 33万円+45万円 × 被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
 - (27年度) 基準額 33万円+47万円 × 被保険者数 (給与収入 約274万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (28年度) 基準額 33万円+48万円 × 被保険者数 (給与収入 約278万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (29年度) 基準額 33万円+49万円 × 被保険者数 (給与収入 約283万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 - (25年度) 基準額 33万円+24.5万円 × (被保険者数-世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)
 - (26年度) 基準額 33万円+24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
 - (27年度) 基準額 33万円+26万円 × 被保険者数 (給与収入 約184万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (28年度) 基準額 33万円+26.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約186万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
 - (29年度) 基準額 33万円+27万円 × 被保険者数 (給与収入 約188万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

<後期高齢者医療制度の場合>

後期高齢者医療制度においても同様の見直しを実施。

(2) その他

- ① 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて

報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 27 日

【照会先】

保険局高齢者医療課

課 長

泉 潤一

課長補佐

高橋 雄二

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 3191)

(直通電話) 03(3595)2090

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収について

1 事案の経緯および概要

後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）の電算処理システム（以下「標準システム」といいます。）の設定に誤りがあり、平成20年の後期高齢者医療制度の発足以来、世帯主又はご本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方^{*}について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計となっていました。

※ 対象となるのは、次のいずれの条件も満たす被保険者（ある都道府県における調査で当該都道府県の被保険者の約 0.13%、保険料総額の約 0.05%）

- ① 世帯主、ご本人又はご本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、又は、年金収入（65歳以上の者の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える青色申告者である
- ② ご本人が、後期高齢者医療制度の加入の直前に協会けんぽなど被用者保険の被扶養者でなかった
- ③ 所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となる

被保険者の皆さま、並びに標準システムを利用して保険料を算出している後期高齢者医療広域連合や市町村の皆さまに、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

このシステム誤りは、平成23年以降、保険料の正しい計算方法に関する問い合わせをきっかけに認識したものです。以来、厚生労働省では、標準システムの改修は行わず、問い合わせのあった広域連合に対して正しい計算方法を個別に回答するなどにより対応してきました。

しかし、今般、システム上の対応を行わない限り、広域連合において正しい保険料賦課を行うことは実務的に困難であると判断し、保険料の計算方法に関するFAQの修正等解釈の徹底を図ったうえで、これまでに誤って保険料を賦課された方の抽出とその方の修正賦課について応急的な対応を行うとともに、標準シス

テム自体の改修を行うこととしました。

2 今後の対応及びスケジュール

広域連合及び市町村と連携の上、以下のスケジュールにより対応を進めてまいります。

(1) 平成 29 年 1 月上旬

広域連合において、誤って賦課した可能性のある被保険者の抽出を行います。

(2) 平成 29 年 1 月中旬～ 4 月上旬

広域連合及び市町村において、抽出した対象者の所得を把握した上で、軽減判定が誤っている場合は、軽減判定の修正及び保険料の修正賦課を行います。

※ 対象者の抽出や保険料の計算はソフトウェアを用いて一括して行います。

※ 転居した被保険者の所得の把握などに時間がかかる場合があります。

※ 被保険者の方からの申し出は必要ありません。

(3) 平成 29 年 4 月中旬～ 5 月上旬

保険料の還付又は追加徴収の対象となる被保険者に対し、御迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、保険料の徴収が過大となっている被保険者に対しては、速やかに還付を行い、保険料の徴収が過小となっている被保険者に対しては、個々の事情を伺いながら丁寧に説明した上で本来の保険料を納付していただきます。

※ 平成 26 年の法改正により、平成 27 年度以降の保険料については、2 年間の賦課決定の除斥期間が設けられていることから、平成 27 年度分の保険料の還付・徴収のある方から優先して修正します。

3 再発防止について

今回の事案の原因は、後期高齢者医療制度創設当時のシステムの設定の誤りにありますが、今後のシステム改修に当たっては、複数の担当者による確認を徹底いたします。

以上